

第 153 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 26 年 2 月 21 日 (金)

開催場所 : 八王子市役所 502 会議室

第 153 回八王子市青少年問題協議会会議録

日時 平成 26 年 2 月 21 日（金）午前 10 時～11 時 30 分

場所 八王子市役所 5 階 502 会議室

出席者

八王子市長	石森 孝志	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	関口 眞吾	副会長
八王子市議会議長	小林 信夫	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	中島 正寿	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	山越 拓児	委員
八王子地区保護司会代表	大竹 通夫	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	宮内 慶喜	委員
八王子市立中学校長会代表	清水 和夫	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子	委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	大須賀 美奈子	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	立川 富美代	委員
八王子市教育委員会教育長	坂倉 仁	委員
八王子警察署長	立山 秀樹	委員（代理出席）
高尾警察署長	村上 享史	委員（代理出席）
南大沢警察署長	神戸 肇	委員（代理出席）
東京保護観察所立川支部統括保護観察官	鈴木 英一	委員
八王子児童相談所長	石塚 健市	委員
多摩少年院長	松田 美智子	委員
八王子少年鑑別所長	吉村 雅世	委員
八王子市健康部長	中西 好子	委員
八王子市子ども家庭部長	峯尾 常雄	委員

出席 21 名

（事務局）

八王子市子ども家庭部児童青少年課長
八王子市子ども家庭部児童青少年課

新堀 信晃
中山、中本、郷田、若林

配付資料

第 153 回 八王子市青少年問題協議会次第

資料 1 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 25 年度重点目標

「しない！させない！いじめは決して許しません」（いじめ防止）に関する
取組について

資料 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度重点目標（案）

資料 3 平成 26 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 4 平成 26 年度青少年問題協議会分科会の検討事項（案）

資料 5 平成 25 年度 青少年健全育成事業について（報告）

資料 6 八王子市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例設定について

資料 7 平成 25 年度実績報告（東京都八王子児童相談所 相談件数）

資料 8 真実を知ろう！危険な！脱法ハーブ

第 153 回八王子市青少年問題協議会座席表

別紙 1 青少年健全育成基本方針平成 25 年度重点目標 保護者向けリーフレット（案）

別紙 2 緊急警報「母さん助けて詐欺」の被害が急増中（南大沢警察署）

内容

1 開会

2 委員紹介

3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 25 年度重点目標について

「しない！させない！いじめは決して許しません」（いじめ防止）に関する取組
について

イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度重点目標について

ウ 平成 26 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

エ 平成 26 年度 八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項（案）について

(2) 報告事項

ア 平成 25 年度 青少年健全育成事業について

イ 「八王子市青少年問題協議会条例」の一部を改正する条例設定について

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

イ 平成 25 年度における児童相談の動向について

ウ 少年鑑別所に入所した少年の動向について

エ 薬物防止に関わる啓発等について

オ その他

4 閉会

議 事

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 25 年度重点目標

「しない！させない！いじめは決して許しません」（いじめ防止）に関する取組について
・・・資料 1 参照

【事務局説明】

・取組についての照会は小・中学校、青少年対策各地区委員会等 247 の機関・団体へ行い、209 箇所から回答を得ており、回答率は 84.6%となっている。

〈小学校の取組について〉

- ・55 校から 193 の取組について回答を得た。
- ・内容としては、特別授業や学校行事のなかで実施した学校が最も多く、次がアンケートの実施となっている。
- ・特別授業では、子ども同士の話し合いの機会を設け、一人ひとりが考え、発言し合えるよう工夫を図ったものが多かった。
- ・アンケートの実施によりいじめの実態を把握することにより、状況に応じた見守りや指導などのきめ細やかな対応を実施することができた。

〈中学校の取組について〉

- ・30 校から 72 の取組について回答を得た。
- ・アンケート調査の実施が最も多く、特別授業・学校行事等の実施が続いている。
- ・特別授業では、弁護士などの専門家による講演会の実施が多い。
- ・地域、保護者向けの講演会の実施も多い。

〈青少年対策地区委員会の取組について〉

- ・29 団体から 38 の取組について回答を得た。
- ・クリーン活動などを通じて、子どもたちが大人と関わりあいながら、あいさつや声掛けの大切さを教えていくといった取組が多い。
- ・また、標語の募集や表彰など日々の啓発活動を通じた取組が多い。
- ・地区内での小中学校の交流など地域の実状にあった取組を実施。

〈学童保育所の取組について〉

- ・73施設から125の取組について回答を得た。
- ・啓発や日常的な取組が最も多い。
- ・日々の生活のなかで、相手とのトラブルを子どもたち自らの力で解決する力を養う取組が多い。

〈児童館の取組について〉

- ・12施設から32の取組について回答を得た。
- ・いじめ防止を呼びかける自作ポスターの掲示や意見箱を設置したり、子どもたちの行動からのサインに留意するなど、日常的な取組が多い。

〈関係所管（10所管）の取組について〉

- ・11の取組について回答を得た。
- ・それぞれの所管が分掌する関係期間・団体への働きかけや啓発を行った。

〈学校や各関係機関・団体ごとの特色ある取組として紹介した事業〉

- ・思いやりの心や協力する態度を育てる「異学年・異校種交流」（由木中央小学校）
- ・生徒会主催「いじめ撲滅大作戦」（いずみの森小中学校）
- ・スポーツフェスタ2013 IN 陶鎔小（青少年対策檜原地区委員会）
- ・青少年健全育成標語として、「いじめ」撲滅のための標語を募集、活用
（青少年対策恩方地区委員会）

《会長》

事務局から、八王子市青少年健全育成基本方針 平成25年度重点目標に対する各機関・団体の取組について説明がありました。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

《八王子市立中学校長会代表》

東京都教育庁からの資料でも、特別活動のなかでいじめへの取組を行っているという回答が突出していた。学校として取組むべきものとして広く認識されているものと思われる。その資料のなかで非常に残念なことだが、いじめの被害を受けた中学生で誰かに相談すると悪化すると思っている子が9割方おり、誰かに向って言っても無駄だと思っている子が8割いた。また、いじめを受けた子どもが誰に最初に相談するかというと、7割以上が保護者である。子ども同士の間関係だけでなく、家庭のなかでの親子関係の大切さについて、保護者に伝えていかなければならないと、改めて思った次第である。

《八王子市議会議長》

アンケートの実施やさまざまなイベントなど学校現場ではいろいろ取組んでいただいていることは調査結果を見てわかったが、確認しておきたい点がある。

いじめは厳密にいうと2種類ある。1つは人間関係のなかで精神的に追い詰めていくもの、もう1つは暴力をふるったり不本意なことを脅迫的に強要するものである。大人の社会で言えば後者は犯罪になる。犯罪的となるいじめと、犯罪ではないものの人を死に追い

やるようないじめそれぞれの対策が必要。

全体的ないじめ対策についても2通りあり、1つは生徒全体を対象とした啓発。もう1つは先生方が様子がおかしいと思われる生徒への個別対応ということ。アンケートの結果を見ると個別面談の数が中学校は少ない。小学校は若干数が多くなっている。学校の先生も大変お忙しいなかではあるが、いじめの種類に応じた対応や先ほど申しあげましたように、いじめ対策については全体的な啓発と個別の対応が必要になってくると思うが、学校としてはどう考えているか。

《会長》

先生方からはいかがでしょうか。

《八王子市立中学校長会代表》

中学校としては進路相談を個別面談として行っている。各中学校では1人につき年3回以上（3年生はプラス2回）二者面談や三者面談を行っており、そのなかで注意を払わなければならない生徒について、本校（陵南中）においてはQ-Uテストも活用しながら対応している。資料1の個別面談の数はいじめの対応に焦点を絞った数ということになる。

《八王子市青少年育成団体連絡協議会代表》

私たちは社会教育のなかで情操教育を長年行っている。資料1の【各関係機関・団体ごとの特色ある取組】に由木中央小学校の取組みの事例として異学年交流があるが、私たちの活動も小学校1年生から高校3年生までの異学年を組み合わせたグループで行っている。

このような活動を通じて大きい子が小さい子をいたわり、小さい子が大きい子を尊敬し、同じ年齢の子同士が横のつながりで助け合う。こうした心を育てながら活動していくことにより、いじめにあっても対処できる強い心を養うことができる。また健康な体を養うための野外活動なども含めて、私たちは子どもたちの健全育成に必要なものを全て網羅した活動をしている。長い間子どもたちの活動を見ていると、最終的には家庭が大きな役割を果たしていると感じる。家庭の皆さんが大きな愛情で子どもたちを包んでいただくことにより、いじめにあっても負けない心やいたわり合う心、また思いやりの心が育っていくものだと思っている。私たちの活動に参加している子どもたちの数は全体から見るとわずかかも知れないが、これらの心の大切さを伝えていきたい。

《八王子市内私立中学高等学校校長代表》

本校（八王子中学高等学校）のことをお話ししますと、いじめへの対応について中学生にどのように教育しているかということ、まず、校外研修を頻繁に行っている。高尾山にの登山や、3泊の校外教室等を通じて友達とのつきあいを深めていこうという試みを行っている。個人的に指導するというについては、今のところその必要はないので行ってはいないが、各先生方にはひとり一人をしっかり見ていこうということで、指導している。今のところ大きな問題はないが、友達同士が仲良くできるということを念頭に置きながら、人間関係を築く初期の段階でいかに指導するかが重要と考えている。

《事務局》

児童青少年課では学校との連携で地域において健全育成をどう進めていくかということを担当している。そのなかで全体的な啓発ということだと、11月の「青少年健全育成キャ

ンペーン」など青少年対策各地区委員会や青少年育成指導員の方々の力をお借りして、全体的な啓発に努めている。

一方で、例えば社会に適合するのが難しいといった非行等様々な問題を抱えている子ども達に対しては、八王子地区保護司会に委託して進めている「サポートネット・はちおうじ」において相談や各々に必要な支援を行っている。小・中学生であれば、その子たちが学校生活を営むうえで、八王子BBS会や保護司の方、また学校カウンセラーと連携を組んで学び直しや学習の支援を行っている。

《八王子市教育委員会教育長》

資料1の取組については青少年対策地区委員会は別として、基本方針として取り組まなければならないことを考えると回答率が100%でなければおかしい。いろいろな照会が多い実状はあるが、照会を受ける側もしっかりしなければならないし、照会を依頼する方も青少年問題協議会で報告するので是非回答をお願いしたいといった照会をすることで回答を働きかけていくことも必要である。実態としては資料1にある回答結果以上に、各学校において様々ないじめ防止に対する取組を行っている。資料1の結果だけでは、各学校の取組は少ないと思ってしまう。現実的には個別の面談も行っているし、先程お話しがあったいじめの種類ごとに適した様々な対応も行っている。資料1については取組を行っているのに、回答を出していないところがあると思われるので、今後はきちんと回答するように指導していくので、照会する方も来年度への改善策として対応願いたい。

《会長》

他になければお諮りします。

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成25年度 重点目標」に関して、学校・保護者・地域・行政機関等が地域の実状にあった様々な取組を実施されていることを確認し、今後も引き続き、青少年の健全育成のために、それぞれが創意工夫をはかりながら「いじめ防止」策を全市一体となって展開していくことが望ましいとしてよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。

イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成26年度重点目標について

・・・資料2、別紙1参照

【事務局説明】

平成26年度重点目標（案）

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」

〈重点目標の趣旨〉・・・資料2

①いじめ対策を平成25年度に引き続き重点目標とし、特に携帯電話やインターネットによるいじめやトラブルが深刻化していることから「ネットいじめ」対策を重視。

②いじめ問題により多くの市民が関心を持ち、各々ができる取組を主体的に協力しながら進めていくことが大切である。

③誰もが自分の経験などを活かしながら、子どもたちのために、自分も何か役に立てるのではないかと考え、積極的に取組んでいこうという気持ちになれるよう喚起していくことが重要。

〈リーフレットの記載内容〉・・・別紙 1

◎導入部分

- ・いじめの現状。特に大人たちの気づかないところで深刻さを増す「ネットいじめ」の状況について説明。
- ・携帯電話やインターネットの急速な発展がもたらす文字のみのコミュニケーションの難しさと子どもたちへの影響について説明。
- ・様々な経験を経て生きてきた、多くの大人たちが子どもたちに「思いやりの心」を伝えることが大切ではないかと投げかけている。

◎東日本大震災の事例

- ・「思いやりの心」の素晴らしさや大切さを多くの市民が読んで共感できるエピソードとして、「東日本大震災」を事例にあげるとともに、「思いやりの心」を伝え、育むことの大切さを「家庭」・「学校」・「地域」が一体となって大人から子どもたちへないでいこうと喚起している。

◎1. 話してみよう、聞いてみよう

- ・[○会話する時間を作りましょう○]では、「顔を合わせて話すことの大切さ」とともに、家庭は子どもたちがコミュニケーションを学べる最も大切な場所であることを説明し、子どもへ声をかけ、子どもの心に耳を傾け、いっしょに話してみましようと呼びかけている。
- ・[○子どもたちに皆さんの経験談を○]では、友達とのやり取りで傷ついたり、頑張ってもうまくいかなかったりする時に、様々な経験を重ね、現在に至っている大人たちが、子どもたちを大切に思う気持ちや失敗談も含め自分自身の経験を言葉で伝えることの大切さを説明。
- ・[ここから始めてみよう!]の枠内には、子どもたちが他者との関わりを学ぶきっかけとなる行動や、いじめ防止対策につながる行動を具体例として子どもたちにもわかりやすく示している。あいさつといった広く一般的な行動レベルから、いじめが身近で起こっているときに、見てみない振りをしないことや相談する勇気を持ち行動することを促す意図を込め、メッセージ化し示した。

◎2. 家族で話そう 携帯・スマホ・ネットの使い方

- ・携帯電話やスマートフォンなどの急速な普及とそれに伴って子どもたちの間で生じているトラブルの現状について説明。
- ・[LINE とは]の枠組みのなかでは、LINE の機能の説明と青少年の間で生じている既読の有無を巡ってのトラブルや機器を手放せないといった問題について説明。
- ・[○親子で一緒に考えよう○]では、まず顔が見えないネット上では、言葉足らずに

なりやすく、自分本位な考えに陥りやすい心境になりやすいことから、友達との心の行き違いやトラブルを引き起こしやすい環境であることを説明したうえで、携帯電話やスマートフォンを使う際の思いやりについて、親子で一緒に話し合い、使用上のルールづくりなどをする大切さを呼びかけている。

- ・[ちょっと立ち止まって考えてみよう!]の枠内には、文字のみによる意志疎通の難しさと、相手の状況を想像することの大切さを喚起し、チェック形式により、携帯電話やネットにおける友達とのやり取りで陥りやすい心境を3つの箇条書きで子どもたちにもわかりやすく問いかけている。

◎3. 相手の目を見て言う「ありがとう」「ごめんなさい」の大切さを大人から子どもへ伝えていこう

- ・相手の目を見て「ありがとう」「ごめんなさい」を言うことは、相手の気持ちにふれあえ、自分の気持ちをしっかり伝えられる機会となり、「思いやりの心」の育みにつながることや、これらの言葉に込められた感謝や謙虚な気持ちの大切さ、心に伝える言葉の力について説明。
- ・心からの気持ちを伝えることは大人でもなかなかできないことだが、大人が子どもたちに手本を示し、思いやりの心を地域全体に、また次の世代へ伝えていこうと喚起している。
- ・子どもたちは心の通い合いを重ねることで、「人を思いやる」ことの心地良さを学び、意欲や自身を持って自ら様々な人々となつなかりを育み、世界を広げていくことを示唆している。

◎青少年健全育成基本方針

- ・平成22年度から26年度までの方針を掲載。平成26年度八王子市青少年健全育成推進区域については、後ほどの議題で協議決定をいただいた地区を掲載する。

《事務局》

以上、八王子市青少年健全育成基本方針平成26年度重点目標として提案させていただくので、ご協議をお願いしたい。

《会長》

事務局から、八王子市青少年健全育成基本方針「平成26年度重点目標」について説明がありました。それでは協議に入ります。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。まずは、これまで3回の分科会でご議論を重ねてくださった学識経験者の皆様いかがでしょうか。

《八王子地区保護司会代表》

分科会委員として申し上げますと、3回の分科会を行いまして26年度の重点目標を検討した。検討していくなかで「思いやりの心」というのが全ての問題に通ずる言葉であり、根本的なことながら改めて見直し取り組むべき事項ということで、26年度の重点目標に設定した。

リーフレットについては、大人だけではなく子どもが読んでもわかるように、難しい文字は使わないようにしたり、イラストも入れわかりやすいように工夫をした。

家族団らんのイラストについては、分科会のなかで一人親の家庭への配慮についての意見も出されたが、これに代わる相応しいイラストがないうえ、一人親だけが描かれているイラストがあったとしても、お父さんとだけ話せばいいのか。あるいはお母さんとだけ話せばいいのかということに取られかねないということもあり、こちらのイラストを採用することとなった。

そういったことも含めて3回の分科会のなかで検討してきた。是非もう1度ご検討いただき、事務局が提示した案についてご承認賜りたい。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

検討の最初の段階では「いじめ」だけでなくいろいろ問題はあるだろうということで、全体的に見直しをしたなかで、やはり「いじめ」は重要な問題だろうということで、25年度に引き続き「いじめ対策」を重点目標とした。25年度のスローガンは大人の決意表明という形を前面に出して取り組んだが、26年度は次のステージに進んで反対の面から見て、「思いやりの心」を呼びかけていこうということで、このような重点目標になった。

いろいろ議論もあったが、大人が手本を見せるなどの姿を通して、子どもに呼びかけていくことができるのではないかとということで、このような提案をさせていただいた。

《八王子市立中学校PTA連合会代表》

リーフレットについては、事務局の素案を基に分科会で多くの議論を行った結果、このような形となった。このリーフレットには、児童や生徒の健やかな成長を願う分科会委員の皆様のお気持ちが込められている。協議会で承認をいただいた際には、私の方から中学校PTA連合会に活用を働きかけるとともに、さまざまな機関に活用していただくことを願う。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

素晴らしいリーフレットができたことを評価したい。大変わかりやすく、見やすくできている。「家族で話そう 携帯・スマホ・ネットの使い方」のLINEの説明に、「何で返信しないの」という絵が掲載されているが、まさに最近私もこのことを経験したばかりである。それは年頭に「あけましておめでとうございます」とメールを頂いたが、その時丁度他の方とお話をしていてすぐに返せなかったところ、「ご挨拶はないのですか」とその方から追ってメールがあった時は、お互いの状況が見えない文字のみのやりとりによる難しさも感じた。ましてや子どもたちの間でそのようなことがあった場合、当事者の子どもたちの気持ちは推してはかるべしではないかと思う。

「家族で話そう 携帯・スマホ・ネットの使い方」の部分は、まさにリーフレットの主旨である「思いやりの心」を伝えることが基本である。伝える方法として、文字や音声または直接会うなどがあり、直接会う場合でも言葉で伝えるとともに、心を伝えることが大事である。この「心を伝える」ということの大切さを強調するとともに、LINEでは真心を伝えることはなかなか難しく、誤解されることもあるという内容を盛り込んだ、補完的な別紙を差し込んで良いと思う。そうすれば、子どもたちが関心を持って読んでくれるのではないかと思う。

《八王子市議会議長》

子どもたちも読むことが前提であれば、難しい言葉を平易にしたりもう少しルビを打っ

た方が良いのではないか。

《会長》

学校に配付された後、学校でこのリーフレットを朗読する時間は設けられるのか。

《八王子市立中学校長会代表》

道徳の授業で活用していく。授業の最初から活用するのは難しいかも知れないが、授業の最終的なまとめのなかで、リーフレットの内容の一部を吸い上げて活用することは可能である。また、年に3回くらい学級会活動のなかで、講師を呼んでいじめに関する話をしてもらっているが、その時にこのリーフレットを活用することも可能である。いずれにしても、それぞれの学年ごとの発達段階に応じた活用になる。

《会長》

できるだけ、各学校で取り上げていただき、活用する機会を持っていただきたい。

《八王子市教育委員会教育長》

配布時期が3月下旬となっているが、市内公立小・中学校は時期を変えてもらった方が良いのではないか。

《八王子市立中学校長会代表》

3月下旬にもらったとしても、実際はしばらくそのまま保管することになる。4月の当初の取組みのなかで配布していく。保護者会ではリーフレットの内容が話題となることもある。配布していただいたリーフレットはコピーを刷り増しして、保護者会の度ごとに繰り返し配るかたちで想定している。

《八王子市教育委員会教育長》

配るだけにならないよう、活用する時期を含めて配布の時期を考えた方が良いのでは。

《八王子市立中学校長会代表》

保護者の方などにご活用くださいといった話をするうえでは、3月下旬にいただくのは厳しいので、スタートの段階である4月にいただければありがたい。

《八王子市内私立中学高等学校校長代表》

公立の小・中学校に配付するということが、私立の中学校にも配布いただけないか。あるいは原本をいただいて、こちらで部数を印刷して配布することなども可能か。

《事務局》

部数をこちらで用意してお配りする。

《会長》

配布時期については、調整させていただきたい。
それではお諮りします。

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成26年度重点目標」については、原案どおり決

定してよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定いたしました。

ウ 平成 26 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

・・・資料 3 参照

【事務局説明】

平成 26 年度については、浅川地区から立候補いただいた。事業のメインテーマは『まずは あいさつから』ということで、子どもたちと地域のつながりが主眼に置かれている。

具体的な活動としては、日々の活動と合わせ、地域のつながりやあいさつに関する標語の募集、優秀な作品に対する表彰。また、関連のポスターの作成やスポーツ等を介して地域の大人との交流会の実施である。

この事業には青少年対策浅川地区委員会委員をはじめ、浅川小、浅川中の P T A、教職員、運営協議会委員、児童・生徒、地域諸団体が参加し、地域一体となって取り組んでいきます。

このことより、平成 26 年度は浅川地区を健全育成推進区域として指定させていただきたくご協議願いたい。

《会長》

ただいまの事務局からの提案について、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

【協議・質疑応答】

特になし

《会長》

それではお諮りします。

「平成 26 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定いたしました。

エ 平成 26 年度 八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項（案）について

・・・資料 4 参照

【事務局説明】

平成 26 年度の八王子市青少年問題協議会分科会において

- ①平成 27 年度以降の八王子市青少年健全育成基本方針について検討
- ②八王子市青少年健全育成基本方針平成 27 年度重点目標について検討
- ③八王子市青少年健全育成基本方針平成 26 年度重点目標に向けた取組
- ④平成 27 年度青少年健全育成推進区域について
- ⑤青少年に関する諸課題の報告及び専門的見地による情報交換を行い、関係機関・団体相互の連携・協力の円滑化を図っていく。

以上の点について、平成 26 年度八王子市青少年問題協議会分科会において協議することを提案する。

《会長》

事務局から、「平成 26 年度 八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項（案）」について提案がありました。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

【協議・質疑応答】

特になし

《会長》

それではお諮りします。

「平成 26 年度 八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定いたしました。

（2）報告事項

ア 平成 25 年度 青少年健全育成事業について

・・・資料 5 参照

【事務局説明】

・ 青少年対策地区委員会活動について

青少年対策地区委員会は市内中学校区を単位とした 37 の地区委員会がある。1 地区あたり 40～90 名程度の委員がおり、全体では 2,500 名程度の方々が活動を行っている。委員構成については、学校、PTA 関係者、町会関係者、民生児童委員、保護司、育成指導員などであり、すべて地域に密着した方々となっている。具体的な活動として

- ①社会環境の浄化を行うための活動

- ②青少年の社会参加・社会貢献活動
- ③青少年の社会参加・社会貢献活動
- ④青少年健全育成推進区域（平成 25 年度推進区域 上柚木地区）

を行っている。

①における取組として、「青少年育成環境一斉クリーン活動」を年 3 回実施している。学校の生徒や地域住民の参加により、今年度は昨年度より 3,880 人増の延べ 18,000 人以上の方々に取り組んでいただいた。

②、③は地区の実情に応じて、その地区に相応しい事業が選択され実施している。各種スポーツ大会や音楽祭、花壇の植栽などの環境美化活動などは多くの地区で実施されている。また、最近では、携帯電話・スマートフォンの使用に関わるトラブルの増加を踏まえ、地域ぐるみの研修などの実施も増えている。

④は平成 25 年度に推進地区の指定を受けた「上柚木地区」の取組であり、地区内小中学校を中心に、「上柚木あいさつ J^ッ O^ッ G^ッ（自分から、大きな声で、元気よく）を合言葉に年間を通じて、中学校のデザインによる横断幕やのぼり旗を立てて地域ぐるみで実施した。

・ 青少年育成指導員活動について

青少年対策地区委員会は東京都の基準に基づき、家庭・学校・地域が一体となって各地区の実情に応じた青少年の健全育成に資する活動を実施しているのに対し、「青少年育成指導員」は、「八王子市 青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定された、本市固有の制度となっている。

育成指導員は、青少年の非行化の防止のため、市から委嘱された非常勤特別職であり、活動している。活動内容として

- ①巡回活動・指導助言活動
- ②青少年健全育成キャンペーンの実施
- ③健全育成協力店の指定活動
- ④環境浄化の実態調査

を行っている。

①は育成指導員の最も中心となる地域内のパトロールである。平成 25 年 4 月～12 月末までで全地区延べ 3,800 回以上が実施されている。夜間徘徊防止など青少年の健全育成を目的としたパトロールでございますので、夜間（9 時ごろ）の活動が多く、その他にも学校行事や地域のお祭りなどに合わせても行っている。

②の青少年健全育成キャンペーンは、毎年 11 月の国の「子ども・若者育成支援強調月間」及び「児童虐待防止推進月間」に合わせ、行っている。今年度は、11 月 10 日（日曜日）に JR 八王子駅をメイン会場とし、市内全地区で健全育成を訴える啓発活動を展開した。

また、ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年育成団体、保護司会とも連携し、11 月 16 日・17 日に開催された「八王子いちょう祭」においても、啓発活動を展開し、今年度の当キャンペーンにおける 3 つの重点目標を掲載した絆創膏セット 36,000 個を全市域で配付した。

③の健全育成協力店の指定活動については、協力店「合計数」が、昨年と比べ加盟店が若干ながら増加している。前年度と比較して減少となった理由の大半は店舗の閉店によるものである。今年度は、コンビニにおける協力店が前年度と比べ 13 店舗増加しており、これは育成指導員の未指定店舗への働きかけによるものとなっている。協力店へは

キャンペーンのポスターの掲示の依頼や、巡回活動の際に立ち寄り、情報交換を行うなどの取組を行っている。

④の環境浄化の調査活動では、育成指導員が年間を通して、有害図書や青少年が立ち寄る特定の店舗を調査している。調査内容は、カラオケボックス、不健全図書等の自動販売機、ゲームセンター、インターネットカフェ、成人向け雑誌の販売状況である。カラオケボックス等の設置状況は、前年度に比べ1店舗増となっている。不健全図書自販機の設置状況では、設置個所が前年に比べ1箇所減となっている。ゲームセンターについては、前年度に比べ1店舗増加となっている。一般用ゲーム機台数は前年度に比べ300機以上(-329)の減となっているが、これは主に既存店3店舗の改装によるものである。インターネットカフェの店舗数は前年度に比べ1店舗減となっており、台数は100機弱(-97)の減となっているがこれは閉店及び1店舗の改装による影響である。入場制限においては、前年度入場制限ありであった店舗が1店舗その表示がなくなっていることによる。成人向け雑誌・DVD等販売状況については、育成指導員による調査店舗数が前年度に比べ11店舗増加した。既存店についても区分陳列が進み、全体として若干ながら区分陳列実施割合が増加した。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

イ 「八王子市青少年問題協議会条例」の一部を改正する条例設定について

・・・資料6参照

【事務局説明】

・改正内容について

八王子市青少年問題協議会条例（以下「条例」という。）において、八王子市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の会長は市長をもって充てる旨を新たに規定する。

・改正理由について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第三次一括法」という。）（平成25年法律第44号）により、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の改正法が平成26年4月1日に施行されるため。

・地方青少年問題協議会法改正の内容について

地方青少年問題協議会法の「第3条第2項及び第3項」の削除

・地方青少年問題協議会法改正の目的について

地方青少年問題協議会の会長は当該地方公共団体の長をもって充てる旨の規定及び委員の資格要件を定めた規定を削り、各地方公共団体による柔軟な組織運営を可能とすることで、地域の実情に応じた青少年の健全育成の推進と効率化を図るため。

・本市の考え方について

本市においては、協議会におけるこれまでの実績及び第三次一括法による法改正の趣旨である、地域の実情に応じた青少年の健全育成の推進と効率化を促すためには、市長が会を総理し、市民・行政・議会が一体となった運営を可能とする現行の組織体制が適当であ

るため、引き続き市長を会長とし、委員の資格要件も現行どおりとする。

このため、協議会の会長は市長をもって充てる旨を新たに条例に規定する改正を行うものとする。なお、委員の資格要件については既に法と同様の要件を条例に規定しているため現行どおりとする。

・ 条例の一部を改正する条例設定に係る市議会への上程予定について

平成 26 年 2 月 平成 26 年 第 1 回定例会において議案上程を行う。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】八王子警察より報告。

《八王子警察署長》

八王子市内 3 警察署を代表して、平成 25 年中の状況等について報告する。

犯罪少年（14 歳以上～19 歳まで）を取り扱ったのは、八王子署が 193 人で前年より 24 人増加。高尾署が 80 人で前年より 20 人増加。南大沢署が 95 人で前年より 16 人の減であり、総計は 368 人で 28 人の増加となっている。

触法少年（刑罰に触れる行為を行った 13 歳以下の少年）を取り扱ったのは、八王子署が 31 人で前年より 12 人の減、高尾署が 50 人で前年より 43 人増加。南大沢署が 14 人で前年より 20 人の減であり、総計は 95 人で 11 人の増加となっている。

このように見ていくと、八王子署は犯罪少年と触法少年の取扱件数を合わせると、他の 2 署と比べて倍の件数を取扱っていることになるが、これは J R 八王子駅北口を中心とした大型店舗や商店街が多いことが関連しており、これらの店舗における万引きが中心となっている。

ただ、最近の傾向では住居地の近くにある、コンビニエンスストアやドラッグストアなどにおける身近な品物、例えばおにぎりや夏場だとアイスクリームといった商品の万引きが増加傾向である。

いずれにしても、非行少年の数は増加傾向にあると思われるので、今後も皆様と協力しながら減少させていきたいと考えている。

補導状況（深夜徘徊、喫煙等による）については、八王子署が 602 人で前年より 411 人の減であり、高尾署が 794 人で前年より 79 人増加、南大沢署が 733 人で 101 人の減であり、総計は 2,129 人で 433 人の減となっている。

減った要因としては地域における絆づくり、各地域の町会や団体による声かけやパトロールといった活動が、じわりじわりと効果が出てきたものと考えられる。

このように補導状況については大幅な減少が見られており、八王子市では「みんなでつないでいこう！思いやりの心」を平成 26 年度の重点目標として進めていくが、それぞれの地域で「思いやりの心」を持って、子どもたちへの声かけ等を行ってもらえれば、補導される子どもたちの数はもっと減少するものと思われるので、今後も声かけ等の推

進をお願いしたい。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

《会長》

触法少年について、高尾署が大幅に増えたのは理由があるのか。

《八王子警察署長》

平成 24 年中から見ると小学生・中学生とも百円や二百円といった少額のものが増えて
いる。昔の駄菓子屋さんならご近所ということで、その場で厳しく注意して帰すという
流れがあったが、現在は小さな万引きでも警察に通報していただくよう、こちらからも
お願いしており、警察の方で子どもとその親に指導をすることにより、再非行を防止し
ている結果の表れと考えられる。昔は地域のなかで叱って終わりにすることが多かった
が、それだと実態が把握できないのと、例えおにぎり 1 個であっても非行は犯罪の始ま
りであることを、親と子両方に認識してもらうことが必要ということから、通報をお願
いしている。

そのようなことから、実態が実数に反映されるようになってきたものと認識している。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

保護者の方に一定の指導をされているとのことですが、おにぎり 1 個だとか、アイス
クリーム 1 個という話のなかで心配になったのは、家庭の貧困だとか虐待といった非行
行為の原因になるものについて、これは警察署のお仕事の範疇ではないかも知れないが、
感じる事があればお聞かせ願いたい。

《八王子警察署長》

食べ物の窃盗の場合は、私達の方でも虐待やネグレクトといったものを最初に危惧す
るので、まず体の傷や食事の関係、学校での登校や給食時の喫食状況なども学校への連
絡を通じて確認している。ほとんどは虐待などではなく、たまたまお金が足りなくなっ
たがどうしても食べたかったとか、両親が出かけていておなかが空いていたなどとい
ったケースが多い。

年間を通してだとネグレクトに結びつく案件も数件あるが、児童相談所とも連携をと
って対応しているが、ほとんどの万引きについてはネグレクトとの関連性というよりも、
本人の自己の欲望を満たしたいというケースの方が多い。

イ 平成 25 年度における児童相談の動向について

・・・資料 7 参照

【情報提供】八王子児童相談所より報告。

《八王子児童相談所長》

東京都八王子児童相談所における平成 25 年度第 3 四半期現在相談件数について

①児童相談所 相談件数 1,427 件 (内 八王子市 937 件)

②児童虐待相談件数 323 件 (内 八王子市 323 件)

八王子市子ども家庭支援センターで受け付けている件数は、①の数倍にもなるものと思われる。

虐待種別について（平成 25 年度第 3 四半期現在）

- ①心理的虐待 99（内 八王子市 50） ②身体的虐待 87（内 八王子市 52）
③ネグレクト 86（内 八王子市 48） ④性的虐待 4（内 八王子市 2）

一時保護件数について（平成 25 年度第 3 四半期現在）

139 件（内 八王子市 75 件）

八王子市の 75 件のうち虐待に関する保護件数は 38 件であり、保護の半分程度は虐待に関するものである。また保護件数のうち警察から身柄通告をいただいたものについては、27 件でそのうち虐待に関するものは 10 件となっている。

先ほど警察の方からも話があったように、万引きや、ぐ犯等については、警察の方から書類通告により指導を求められるので、対応させていただいている。私達の方でも書類をいただき、保護者を呼んで子どもに指導するというを行っている。場合によっては、身柄付きで保護をすることもあるが、そのような場合でも保護者を呼んで指導している。

ただ、「家庭訪問なら良いが児童相談所まで出向く必要はない」だとか、「うちの子どもだけが悪いわけではない」などという保護者もいれば、保護者自身が精神疾患になっているケースもある。

また、一時保護に至った事例のなかには、知的障害や発達障害を持っている子どもで、集団のなかで何気なく暴力をふるってしまっただとか、グループのなかで見張り番をさせられたなどさまざまなものがある。

平成 25 年度 1 年間の東京都八王子児童相談所の相談件数については、1,800～1,900 件を見込んでいる。

ウ 少年鑑別所に入所した少年の動向について

【情報提供】八王子少年鑑別所長より報告。

《八王子少年鑑別所長》

平成 25 年に入所した少年の状況について報告させていただく。平成 25 年 1～12 月までの入所人員は 458 名で前年から約 10%ほど増加している。平成 16 年以降減少傾向であったが、ここで増加に転じた。入所に至った非行歴で一番多かったのが、窃盗で約 30%。2 番目が詐欺で約 20%、3 番目が傷害の約 16%となっている。

大きな特徴としては詐欺の急激な増加であり、24 年度は 7.4%だったので約 3 倍になっている。これはいわゆる「振り込め詐欺」や「なりすまし詐欺」といったものによるもので、入所人員そのものが 10%も増えたのも詐欺に関わった少年の増加によるものである。低年齢の少年たちもこのような詐欺に、しかも被害額が何千万単位という多くの被害額関わっており、かなり深刻な問題となっている。

入所した少年たちの年齢構成は、14 歳～19 歳までが中心年齢であるが 16 歳から 17 歳までが約 4 割を占めている。14 歳～15 歳が 26%であるがこの年代の割合は増加傾向にある。なかでも中学生は 19%で入所者全体の 2 割を占めるまでになっており、非行の低年齢化の傾向がはっきり見てとれる。

少年たちの家庭環境、父母環境については、実の両親が父母とも揃っているというの

は4割をきっている。少し前までは5割前後で推移していたことを考えると、取り巻く環境の厳しさが感じられる。

八王子少年鑑別所で地域の青少年の犯罪防止に向けてできることについて3点ほどご紹介させていただくと、一つは、先日クリエイトホールで「子どもたちの心と非行」というテーマで、一般市民も含めた講演会を開催した。このようなテーマで学校の先生方を対象とした研修会だとか、PTAの方向けの講演会などを学校の方からお声がけいただけただけなら、こちらから出向かせていただくので、ぜひお声がけいただきたい。

二つ目は当施設では見学会を実施しており、この2年間では当施設の近くの地域の小学校や中学校の先生方や檜原地区の青少対の方々にお声がけさせていただき、見学していただいた。

3つ目は当鑑別所において外来の心理相談室を設けさせていただいており、どなたでもご相談いただくことができ、心理検査ができることが大きな特徴である。最近は学校ともタイアップして、授業中に落ち着かず学習活動についていけないなど、保護者の方々からお願いがあれば、対応することも可能であるので、検査結果を指導に活かしていただきたい。学校不適應は非行の大きな原因となるので、早い時期に対応していただきたい。

ウ 薬物防止に関わる啓発等について

【情報提供】八王子市健康部長より報告。

《八王子市健康部長》

・・・資料8参照

八王子市保健所では東京都薬物乱用防止協議会の事務局として、薬物乱用防止の啓発活動を行っており、「いちよう祭り」や「健康フェスタ等」で冊子をお配りしている。昨今は「脱法ハーブ」が問題となっているが、危険性について一般に周知しにくいという状況もあり、本市独自のリーフレットを八王子薬剤師会の全面協力のもと、主に中学生を対象として作成した。

「脱法ハーブ」についてハーブティーの様なイメージを持つ方もいるが、実際はより強い合成ドラッグが入ったものであり、一般的には大麻より強いものと言われている。いろいろなパッケージや形状で販売されているなかで、使ったらどうなるかということや、新聞などで報道されている事件についてや、どのように使用をすすめてくるかといったことも、このリーフレットに載せている。言葉巧みにすすめられても、きっぱり断ろうということで、中学生に呼びかけていきたい。最後のページには困ったときのための相談先を掲載している。

エ その他

【情報提供】八王子市青少年育成団体連絡協議会代表から報告。

《八王子市青少年健全育成団体連絡協議会代表》

健全育成に関する素晴らしいご報告をさせていただく。7年前に私たちのガールスカウトに入団したいという小学1年生の子どもがおり、その子は下半身不随の身体障害者のため、入団を認めるかどうかについては私達も相当考えた。車椅子にのっていることもあり、健全な子と一緒にキャンプなどの活動ができるのかと悩む一方で、健全者の子に大きなものを与えてくれるのではないかということで、入団してもらった。

強いものが弱いものを大切にする「思いやりの心」など、いろいろなものを得られるのではないかと思っていたが、この7年間の活動のなかで（現在その子は中学1年生になってい

る) 小学生の小さい子でも困っている人を助けてあげたいという気持ちを持って活動するようになった。お手伝いをしたいという心を養うことができたという点からも、障害者と健常者がともに活動する意義はとても大きいものと感じている。

昨年国民体育大会があり、その子が所属している車椅子サッカーのチームが全国優勝した。大きな金メダルをもらってきて、市長にもお目にかけてということだが、弱い人を助ける、思いやるということをスカウト達が多かったことは、その団体だけでなく八王子市内で活動する子どもたちにもとても良い影響を与え、青少年の健全育成にとっても良かったことだと思う。

【情報提供】東京保護観察所立川支部統括保護観察官から報告。

《東京保護観察所立川支部統括保護観察官》

東京保護観察所に送られてくる少年については2種類あり、1つは家庭裁判所で直接保護観察の決定を受けてくる少年。もう1つは少年院で処遇を受けて地域に戻ってきた少年がいる。昨年度八王子市内では、前者が77人。後者が30人であった。東京全体としては前年度に比べて微減という状況が続いているが、先程の鑑別所の方の報告のなかで増えているということなので、これからまた増えていくのかも知れない。

12月末現在で保護観察を受けている少年が79人、少年院を出て地域に戻った少年が41人となっている。こちらで取扱っている少年の非行歴については約半分が窃盗で、喧嘩などによる傷害がこれに続く。先程もお話しがあったように、詐欺も増えてくると思われる。

2月1日現在、八王子で活躍いただいている保護司の数は146名である。ここ数年、地域における保護司の成りての確保というのが、法務省あげての課題となっている。ふさわしい方がいらっしゃるかどうかの情報提供をお願いしたい。

【情報提供】南大沢警察署長から報告。

《南大沢警察署長》

・・・別紙2参照

南大沢警察署では昨年「振り込め詐欺」の案件を取扱った件数が23件で、被害の総額が7,479万円であった。今年2月に入ってから1,030万円、350万円といった多額の被害を受けた案件が連続して出た。このままでは年間の被害総額が1億円を超えてしまうということが危惧されるとともに、お年寄りの被害が絶えないのも現状である。

先ほど、鑑別所の方からお話しがあったように、南大沢警察署も受け子として2件検挙している。家庭環境に問題があったり社会生活や学校生活のなかでもいろいろな問題を抱えている。自分の居場所もないなか高額なアルバイトということで勧誘されて、手を染めてしまう。これからさらに増えていく可能性が高いということもあり、緊急警報という意味合いでご報告する。

5 閉会